

2018 年度中央感染症発生動向調査委員会  
2017 年の感染症発生動向調査の概要

## 患者・病原体・汎用の一部（疑似症・入院）各サーベイランスについて

### <概要>

- ・感染症発生動向調査は、一般的にはサーベイランスと総称されるものであり、サーベイランスとは、継続的、系統的なデータの収集・分析・評価と対策部門・国民への情報提供を行う活動全体を指す。
- ・感染症発生動向調査は、我が国では昭和 56（1981）年より開始され、平成 11（1999）年 4 月からは、「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査である。
- ・感染症法は数次の法改正を経てきたが、直近の改正は平成 26（2014）年 11 月であり、平成 28（2016）年 4 月に施行された。直近の改正では感染症の病原体にかかる情報収集体制が強化された。
- ・平成 30（2018）年 3 月には、NESID（感染症サーベイランスシステム）の政府共通 PF への移行が実施された。
- ・本調査は感染症発生動向調査事業実施要項に伴い、対象感染症、実施主体、実施体制の整備、事業の実施、費用等が規定されている。
- ・また感染症サーベイランスシステムは「感染症発生動向調査システム」「病原体検出情報システム」「結核者登録者情報システム」「疑い症例調査支援システム」「流行予測調査システム」「汎用サーベイランスシステム」「症候群サーベイランスシステム」「健康監視システム」の 9 つのサブシステムで構成されている。

### <対象感染症>

2018 年 11 月 28 日現在の最新の情報は以下の通りである（2016 年 2 月 5 日最終更新）

感染症類型	感染症の疾病名等
一類感染症	【法】 エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ベスト, マールブルグ病, ラッサ熱
二類感染症	【法】 急性灰白髄炎, シフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。), 結核, 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。), 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。以下「特定鳥インフルエンザ」という。)
三類感染症	【法】 腸管出血性大腸菌感染症, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス
四類感染症	【法】 E型肝炎, A型肝炎, 黄熱, 〇熱, 狂犬病, 炭疽, 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。), ポツリヌス症, マラリア, 野兔病 【省令】 ウエストナイル熱, エキノコックス症, オウム病, オウムスク出血熱, 回帰熱, キャサナル森林病, コクシジオイデス症, サル痘, ジカウイルス感染症, 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFITウイルスであるものに限る。), 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, チクンゲニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, 鼻疽, プルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。), ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。), クリプトスポリジウム症, 後天性免疫不全症候群, 性器クラミジア感染症, 梅毒, 麻しん, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】 アメーバ赤痢, RSウイルス感染症, 咽頭結膜熱, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, 急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。), クラミジア肺炎(オウム病を除く。), クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 細菌性髄膜炎, ジアルジア症, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症, 水痘, 性器ヘルペスウイルス感染症, 尖圭コンジローマ, 先天性風しん症候群, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発しん, 播種性クリプトコックス症, 破傷風, パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, パンコマイシン耐性腸球菌感染症, 百日咳, 風しん, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎, 薬剤耐性アシネトバクター感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), 淋菌感染症
指定感染症	【政令】 (現在は該当なし) ※政令で指定。1年で失効するが、1回に限り延長可。
新感染症	(現在は該当なし)
新型インフルエンザ等感染症	【法】 新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ

現在、113 疾患が感染症法の対象疾患となっている。

本委員会開催時点の公開されている対象疾患の変遷・詳細については(参考)を参照のこと。

<全数把握、定点把握の各種対象疾患について>

全数把握対象疾患の考え方：

全数把握が必要な場合とは、周囲への感染拡大防止を図ることが必要な場合、及び発生数が稀少なため、定点による傾向把握が不可能な疾患の場合。

内容：

1 類感染症：ただちに届出 (7 感染症)

2 類感染症：ただちに届出 (7 感染症)

3 類感染症：ただちに届出 (5 感染症)

4 類感染症：ただちに届出 (44 感染症)

5 類感染症の一部：侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんは直ちに届出。その他の感染症は7日以内に届出 (22 感染症)

指定感染症：ただちに届出 (該当なし)

定点把握対象疾患の考え方 (5 類感染症の一部に分類される)：

定点把握が必要な場合とは、発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要がない場合。

・患者定点：

定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、都道府県は感染症法第 14

条第 1 項に規定する指定届出機関として、一定の基準に基づき患者定点及び疑似症定点を選定。

内容：

小児科定点医療機関（全国約 3,000 カ所）が週単位で届出（11 感染症）

インフルエンザ定点医療機関（全国約 5,000 カ所の内科・小児科）、及び基幹定点医療機関（全国約 500 カ所の病床数 300 以上の内科・外科）が週単位で届出

眼科定点医療機関（全国約 700 カ所の眼科）が週単位で届出（2 感染症）

性感染症定点医療機関（全国約 1,000 カ所の産婦人科等）が月単位で届出（4 感染症）

基幹定点医療機関（全国約 500 カ所の病床数 300 以上の医療機関）が週単位で届出（5 感染症）、月単位で届出（3 感染症）

疑似症定点医療機関（全国約 5,000 カ所の内科・小児科）が届出（2 症候群）

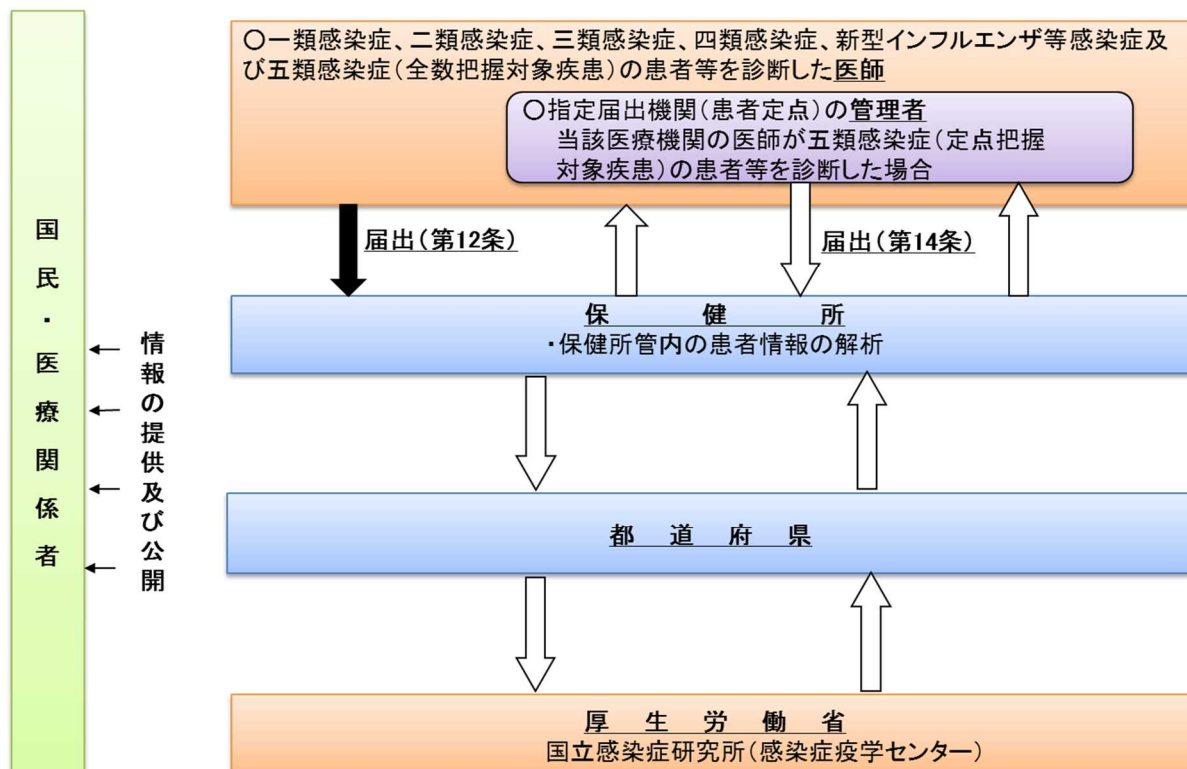
・病原体定点：

定点把握対象の感染症について、患者の検体及び当該感染症の病原体を収集するため、都道府県は、一定の基準に基づき病原体定点を選定。

## <実施体制>

### 1. 患者情報

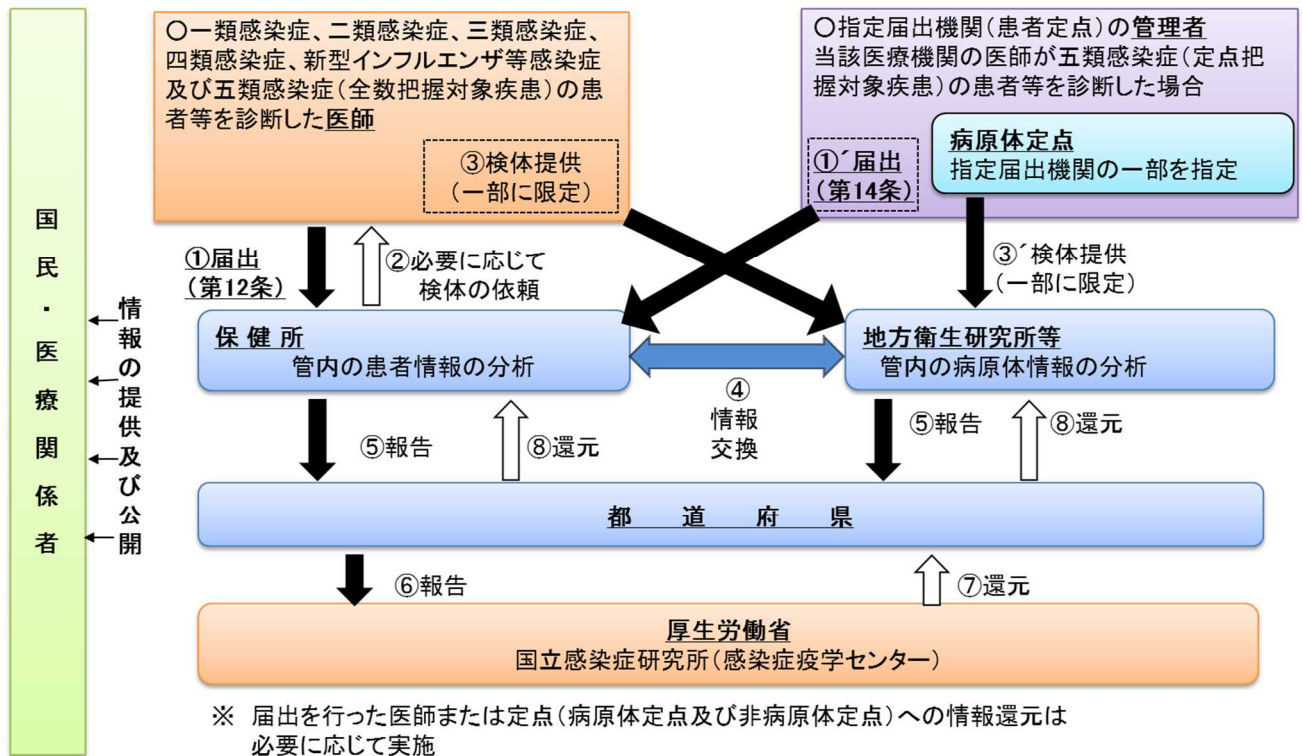
感染症法に基づき、診断した医師（定点把握対象疾患については指定届出機関の管理者）から保健所へ届出のあった感染症に関する情報について、オンラインシステム（NESID）により、都道府県（感染症情報センターなど）を通して、厚生労働省（含む国立感染症研究所）に報告される。



## 2. 病原体情報

以下は主に 2016 年 4 月施行の改正感染症法において整備された：

- ・都道府県知事は、全ての感染症の患者等に対し感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対して保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定が整備された。
- ・対応できない場合、都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等から検体の採取等の措置をとることが出来る旨の規定を整備した。
- ・特に季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度を創設し、一部の 5 類感染症について、情報収集体制を強化した。
- ・その他の病原体の検査情報の収集についても、患者情報と整合性の保たれた積極的疫学調査として、国及び地方自治体を実施している。



### 3. その他のサブシステム

#### 結核登録者情報システム

結核登録者情報調査では新たに登録された結核患者及び潜在性結核感染症（L T B I）の者と、登録されているすべての登録者に関する状況について、全国の保健所から NESID の結核登録者情報システム入力される。その結果は結核登録者情報調査年報として公開されている

#### 疑い症例調査支援システム

重大な健康被害に結びつく感染症、特に社会基盤に重大な影響を与える感染症など、病原体の特定の如何にかかわらず、公衆衛生上の影響が大きく、疑い例の把握が重要になる感染症の疑い症例に関する情報（行動履歴、接触者情報に重点を置く）を登録管理するシステム。

#### 感染症流行予測調査システム

感染症流行予測調査事業は厚生労働省が昭和 37 年より実施している。この目的は、集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、されに長期的視野に立ち、総合的に疾病の流行を予測している。

本事業は、各都道府県の各衛生研究所と国立感染症研究所との密接な連携のもとに、予防接種法に定められた疾病の血清疫学調査及び感染下調査を全国規模で行っており、予防接種事業の効果的な運用に大きく寄与している。

予防接種法に定められた予防接種は、その必要性、有効性、安全性について国民に正しく理解していただく上で実施していくことが大切である。そのためには、正しい情報を把握する必要がある、本事業は国民の抗体保有率や我が国における病原体の分離状況を正確に把握するという、きわめて重要な役割を担っている。

#### 汎用サーベイランスシステム

新興・再興の感染症の流行、未知の感染症の発生等に際して、一刻も早く公衆衛生的な対応を行い被害の拡大を防止することを目的とし、サーベイランス体制を迅速に構築するシステム。

#### 症候群サーベイランスシステム

症候群ごとの発生総数を調査し、感染症の早期発見とまん延防止対策の迅速化を目的としたシステム。

## 健康監視システム

検疫業務は、国内に常在しない感染症の病原体の侵入防止、及び船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講じるため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して病原体の有無に関する調査や診察などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留及び消毒等の措置を講じる一連の業務である。

健康監視とは、検疫所長（若しくは検疫官）が検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程等について報告を求め、一定の期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告及び質問を行う業務である。

健康監視システムは、空港検疫所にて集約する健康状態質問票等を蓄積し、日報、月報、年報等の集計を行う「通常検疫機能」、新型インフルエンザ発生時に、OCR 装置により読み込んだ健康状態質問票情報を各検疫所から複数の自治体に対し、短時間のうちに通知し、自治体にて健康監視対象者の監視を実現する「新型インフルエンザ機能」に分類される。とりわけ新型インフルエンザ機能は、本システムで OCR 読み取ったデータを NESID のファイル共有システム及び疑い症例調査支援システムに連携することで実現している。